

名古屋市教育委員会定例会

令和 7 年 2 月 7 日

午前10時00分

教育委員会室

報 告

- 日程 1 行政文書非公開決定取消等請求事件の提訴について（報告第16号）
- 日程 2 稲永小学校改修衛生工事の工事請負契約の締結について（報告第17号）
- 日程 3 稲永小学校改修電気工事の工事請負契約の締結について（報告第18号）
- 日程 4 上志段味中学校新築空調工事の工事請負契約の締結について
(報告第19号)
- 日程 5 上志段味中学校新築衛生工事の工事請負契約の締結について
(報告第20号)

議 事

- 日程 6 名古屋市立学校設置条例の一部改正について
- 日程 7 名古屋市教育センター条例の一部改正について
- 日程 8 名古屋市入学支援金条例の制定について
- 日程 9 名古屋市図書館条例の一部改正について
- 日程10 令和 7 年度一般会計当初予算について
- 日程11 令和 6 年度一般会計補正予算について
- 日程12 契約の締結について（丸の内小学校改修工事の請負）
- 日程13 契約の締結について（たかしま小学校新築工事の請負）
- 日程14 契約の締結について（天白特別支援学校増築工事の請負）
- 日程15 契約の締結について（橘小学校等複合施設新築工事の請負）
- 日程16 契約の締結について（博物館改修工事の請負）
- 日程17 契約の締結について（博物館空気調和設備工事の請負）
- 日程18 契約の締結について（博物館衛生設備工事の請負）
- 日程19 契約の締結について（博物館自動制御設備工事の請負）
- 日程20 指定管理者の指定について
- 日程21 市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について（第21号議案）
- 日程22 名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則案について
(第22号議案)
- 日程23 名古屋市図書館第 1 ブロック施設整備方針の改正について
(第23号議案)
- 日程24 名古屋市教育委員会委員の辞職について（同意第 1 号）

協議題

日程25 教育に関する教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価について（令和7年度実施）（協議題第18号）

日程26 令和7年4月1日付昇任者の選定事務について（協議題第19号）

議 事

日程27 契約の締結について（博物館電気設備工事の請負）

出席者

坪 田 知 広 教育長

栗 生 万 琴 委 員

山 本 久 美 委 員

水 野 孝 一 委 員

中 谷 素 之 委 員

園 田 理 委 員

教育次長始め、事務局員43名 ※傍聴者0名

（坪田教育長）

それでは、ただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

本日は、水野委員がオンラインでの出席となっております。

本日の案件は、報告事項が5件、議案が19件、同意事項が1件、協議題が2件となっております。

はじめに議事運営についてお諮りいたします。

日程第1「行政文書非公開決定取消等請求事件の提訴について」は、名古屋市教育委員会会議規則第6条第1項第5号「審査請求及び訴訟に関する事」に該当するため、日程第6「名古屋市立学校設置条例の一部改正について」から日程第20「指定管理者の指定について」まで及び日程第27「契約の締結について」は、規則同項第3号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事」に該当するため、日程第21「市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について」は、規則同項第7号「その他会議を公開することにより教育行政の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある事項に関する事」に該当するため、日程第24「名古屋市教育委員会委員の辞職について」は、規則同項第6号「個人の権利利益を害するおそれがある事項に関する事」に該当するため、日程第26「令和7年4月1日付昇任者の選定事務について」は、規則同項第1号「職員の人事に関する事」に該当するため、非公開にて審議したいと思います。

会議録につきましても、日程第1、21、24及び26につきましては、非公開、日程第6～20及び27につきましては、議会に上程するまでは非公開としたいと思います。いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

この場合、議事進行の都合により、日程第2～5、22、23、25を先の議題とさせていただき、公開で、日程第2～5、22、23、25、非公開で、日程第10、11、6～9、12～19、27、20、21、24、1、26の順に進めさせていただきたいと思います。

(坪田教育長)

それでは、日程第2、報告第17号「稲永小学校改修衛生工事の工事請負契約の締結について」から日程第5、報告第20号「上志段味中学校新築衛生工事の工事請負契約の締結について」まで、以上4件を一括議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(鈴木教育環境整備課長)

それでは、報告第17号「稲永小学校改修衛生工事の工事請負契約の締結について」から報告第20号「上志段味中学校新築衛生工事の工事請負契約の締結について」までの4件を、まとめてご説明いたします。

本件はいずれも、教育委員会における工事の請負契約の締結に当たりまして、その金額が2億円以上6億円未満のものについて、教育委員会の事業を所管する常任委員会である教育子ども委員会において報告を行うものとなっていることから、その内容につきまして、教育委員会にご報告するものでございます。

資料1ページ、報告17号の稲永小学校改修衛生工事につきまして、契約の目的等は資料に掲げさせていただいたとおりです。

契約金額は、消費税10%分も含めまして3億3,421万7,048円、契約の相手方としましては、株式会社トーヨーエンジニアリングと契約を締結したものでございます。

次のページ、報告18号の稲永小学校改修電気工事につきまして、契約金額は、3億3,000万円、契約の相手方としましては、中日本電設工事株式会社と契約を締結したものでございます。

次のページには参考資料としまして、契約の締結に至った経緯を記載してございます。

総合評価落札方式により公告いたしました但、応札者がなく、中止となったため、緊急随意契約に向け見積依頼を行い、契約を締結したものでございます。

次のページ、報告19号の上志段味中学校新築空調工事につきまして、契約金額は、4億5,650万円、契約の相手方としましては、ダイトー株式会社と契約

を締結したものでございます。

次のページ、報告20号の上志段味中学校新築衛生工事につきまして、契約金額は、3億6,596万7,745円、契約の相手方としましては、株式会社エムアイコンストラクションと契約を締結したものでございます。

次のページには参考資料としまして、契約の締結に至った経緯を記載してございます。

総合評価落札方式により公告いたしました但、応札者がなく、中止となったため、緊急随意契約に向け見積依頼を行い、契約を締結したものでございます。

なお、本件についてはいずれも、3月に教育子ども委員会にて所管事務調査を行う予定をしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

(坪田教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問があればお願いします。

(坪田教育長)

特にご意見もないようですので、報告第17号「稲永小学校改修衛生工事の工事請負契約の締結について」から報告第20号「上志段味中学校新築衛生工事の工事請負契約の締結について」までの説明を終わらせていただきます。

(坪田教育長)

それでは、日程第22、第22号議案「名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則案について」につきまして、事務局の説明をお願いします。

(東海林総務課長)

日程第22、第22号議案「名古屋市学校施設開放に関する規則の一部改正について」をご説明いたします。

本市の中学校では、運動場、体育館及び武道場を、学校教育に支障のない範囲で地域スポーツセンターとして開放し、市民の皆様にスポーツやレクリエーションのための場としてご利用いただいております。

開放する施設は学校によって異なりますが、今回の規則改正におきましては、これまで運動場と体育館を開放施設としておりました森孝中学校及び吉根中学校につきまして、武道場も開放施設とするものでございます。

施行期日は、令和7年4月1日でございます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

(坪田教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問があればお願いします。

(中谷委員)

ご説明ありがとうございました。

学校開放というのは、開かれた学校づくりの一つの大事な施策だと思いますが、このような武道場を備えている学校というのは他にもたくさんあると思いますし、校庭に余裕のある学校もこれからもっと増えていくだろうと思いますが、このような施設開放の方向というのは、本市としては拡大していく方向でよろしいでしょうか。それを確認する機会というのはあるのでしょうか。

(東海林総務課長)

現行、すべての中学校において、運動場と体育館については地域スポーツセンターという形で解放させていただいている状況でございます。

武道場につきましては、すべての学校に武道場はあるんですけれども、開放している学校は18校ということでございます。

これは、地域や団体から利用したいというお声があれば、その都度開放を広げているというような状況でございます。

今後は、学校施設の利活用に関して申し上げますと、中学校部活動の地域での展開というところにおいては、学校施設が会場になりますので、さらにご利用いただくことにはなるのかなと思っております。

(中谷委員)

ありがとうございます。自分が知っている範囲ですけど、利用状況は地域によって違いがあるようにお聞きしますし、ぜひ、積極的にすべての学校で体育館と運動場を開放していますということを使いやすい形で情報発信していただくと良いのかなと思いました。

(坪田教育長)

それでは、他にご意見もないようですので、第22号議案「名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則案について」につきましては、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(坪田教育長)

それでは、日程第23、第23号議案「名古屋市図書館第1ブロック施設整備方針の改正について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(磯部生涯学習部図書館改革の推進担当課長)

それでは、第23号議案、図書館の施設整備方針の改正につきまして、説明させていただきます。

本件につきましては、昨年12月の教育委員会にて説明させていただきまして、その後、昨年末の市議会教育子ども委員会でも審議をいただいたものでございますけれども、このたび方針の改正としてお諮りするものでございます。

資料2 ページをご覧ください。

まず、図書館の整備につきましては、これまでの行政区単位ということで整備してまいったわけですが、考え方を大きく転換いたしまして、市域を五つに分けたブロックごとに整備することとしてございます。

ご覧の資料は、そのうち、第1ブロックとしております千種・東・守山・名東区におきます図書館の整備方針の抜粋でございまして、令和3年に教育委員会で議決いただき、策定したものでございます。

このうち、表の一番下、スマートライブラリーの欄に赤字見え消しでお示しをしておりますが、名東区の図書館でございます。従来はスマートライブラリーという、本の貸出返却をメインにした利便性重視の、小規模な図書館ということで整備してまいる計画でございました。

このたび、この方針につきまして、表の中央の段、コミュニティライブラリーの欄に下線で記しておりますけれども、昨今の子ども・子育て支援の重要性の高まりと、図書館に期待されます役割、そういったものを踏まえまして、これまでの利便性重視のスマートライブラリーから、中規模の身近な滞在型図書館ということで、コミュニティライブラリーとして整備していくことという方針に変更するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(坪田教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問があればお願いします。

(栗生委員)

アクティブライブラリー、コミュニティライブラリー、スマートライブラリーと3カテゴリーに分かれているんですが、コミュニティライブラリーについて、民間商業施設に入居されるというのが三つの中では特徴としてあるんでしょうか。

(磯部生涯学習部図書館改革の推進担当課長)

コミュニティライブラリーについて、どういったところに整備をするかということですが、必ずしも相手方は商業施設ということではございません。基本的には合築ということになります。公共施設に入るようなこともございます。

コミュニティライブラリーの特徴といたしましては、身近なところで滞在型図書館というようなことを言っておりますので、イメージとしては、現在ある図書館に近いようなものになります。

(栗生委員)

ありがとうございます。具体的に市民の方が聞いた時に違いが分かるかという点について質問させていただいたところです。

(磯部生涯学習部図書館改革の推進担当課長)

ありがとうございます。確かに、アクティブライブラリー、コミュニティライブラリー、スマートライブラリーとございますが、まず、横文字からして分かりにくいといったご意見も頂戴しておるところでございます。

このたび、アクティブライブラリーを星ヶ丘の方にこれから作っていくというのが、いよいよ動き出すかなという状況でございます。

そういった中で、それぞれどういうようなところが違ってくるのか、そういったところもこれから市民の方々に説明・周知をしていくことが必要かと考えております。

(栗生委員)

マトリックスみたいな形で機能別に見れると、市民の皆さんがぱっと見た時に分かるのかなと思いますので、理解しやすさというところでよろしく願いします。

(坪田教育長)

それでは、他にご意見もないようですので、第23号議案「名古屋市図書館第1ブロック施設整備方針の改正について」につきましては、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(坪田教育長)

それでは、日程第25、協議題第18号「教育に関する教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価について（令和7年度実施）」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(酒井企画経理課長)

本件は、毎年皆さまに実施していただいている事務の点検・評価についてでございます。

「1 趣旨」でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条において義務付けられております、教育委員会が事務の管理及び執行の状況について、自ら点検・評価を行って、その報告書を議会に提出し公表するといったもので、市民への説明責任を果たすという目的になってございます。

法26条第2項をご覧ください。

「教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。」とあります。令和6年度につきましては、4名の方からご意見をいただいたうえで教育委員の皆さまにお諮りをし、その後議会へ提出するという流れを8、9月でやらせていただいたところでございます。

これまでの評価方法も良いとは思いますが、一步踏み込んで、もう少し教育委員も皆さまからのご意見もしっかりと伺ったうえで点検・評価を行うことができるのではないかとというご提案のような形となりますので、もしよろしければこのような形で令和7年度進めていければと考えております。

「2(1) これまでの評価方法」をご覧ください。

教育委員会では、まずは事務局で案を作成したうえで、8月に教育委員会へ協議題であげております。それと並行するような形で、有識者の方々の全体会議、個別意見聴取と2回ご意見を伺っております。

全体会議というのは、事務局の部長級以上が参加をしながら、有識者4名の方に集まっておいただき、会議室で2時間程度意見交換を行ったものでございます。個別意見聴取というのは、私ども企画経理課や原課の職員が個別のご意見を聞き、資料に整えまして、9月の教育委員会でご議決いただき、議会に提出するという流れでこれまで行っておりました。

ちなみに、出来上がったものが資料2ページ以降に参考資料として付けさせていただきます。内容の説明については省略させていただきます。

ファイルのページで129ページ以降に、「第2章 学識経験者による意見」というものがございます。

学識経験者は資料にあります4名の方にご意見をいただいたものなんですけれども、例えば、「全体に関すること」とか「基本的方向Ⅰ」ではこんな意見

がありましたとか、教育振興基本計画の基本的方向にしたがった形でまとめさせていただいたうえで、有識者の意見を記載させていただいたもので、このようなものが昨年議会へ提出したものでございます。

資料1 ページへお戻りください。

来年どのようなことを考えているかと申しますと、事務局で原案を作成させていただくことは同様ですが、その後教育委員会の協議題で全体をお見せするのではなく、まずは個別に教育委員の皆さまからご意見をいただきたいと思っております。

ただ、全体でやると結構なボリュームがあるものですから、教育委員の皆さまには、コンパスぷらんの基本的方向Ⅰ～Ⅴを5名に割り振ったうえで、それに特化してご意見をいただく方がより重点的にやれるかなと思っておる所でございます。

そのうえで、有識者の方に個別にご意見をいただき、教育委員会の議決をいただくという流れでございます。

教育委員の皆さまには、担当する方向以外にもご意見をいただくことは可能だと考えております。まずは、基本的方向に沿った形でご意見を頂戴したうえで、そういったご意見も先ほどの報告書の中に含ませていただけるといいかなと思っております。

このような形で考えておりますので、皆さまからのご意見もいただきたいと思っております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(坪田教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問があればお願いします。

(中谷委員)

ご説明ありがとうございました。説明の趣旨は理解したんですけども、評価方法のこれまでと今後がどう違うのかがちょっと分かりづらいというふうに思いまして、基本的な柱を考慮した教育委員への意見聴取ということであるとか、有識者も学校教育と生涯学習という枠づけを今回から設けるであるとか、この(1)と(2)を見てどう違うのかというのが分かりにくいと思うので、もう少し明確に区別するような説明の仕方はないでしょうか。

自分も1年前のことであまり記憶が明確ではないですが、思い出すと、各観点について実質に進捗の正確な把握であるとか、重要度を認識したうえでの評価ということがもっとできれば良いんですね。

そのために、どのような書きぶりかということ、これだと違いが分かりにくいのではないかなと思うんですが、もう少し明確な区別の仕方はないでしょうか。

(酒井企画経理課長)

今回の改正の一番大きなところは、一番最後についている有識者の意見のところにも皆さまのご意見を反映させたいなということです。

全体としてこういう意見を取り入れていくというよりも、もっと深いところで教育委員の皆さまの専門性を活かした形で担当分野を持っていただいたうえでご意見をいただいて、最後のところに記載させていただいて、議会へ報告したいと考えておるところでございます。

今までだと、教育委員の皆さまには、教育委員会の中で全体のご意見をいただくものですから、時間の限りがあったり、ボリュームのあるものをいきなりお見せするものですから、深いところまで全部を見ていただくのは難しいのかなと感じてはいたので、担当分野を持ったうえで深くご意見をいただいて、この報告書にも反映するというのが今回の改正のポイントかなと思っております。

(中谷委員)

そうすると、協議題にかけずに個別の意見聴取を行って、修正したものを教育委員会の議決にかけられるということですか。

(酒井企画経理課長)

協議題にかけるかどうかはまだ決めかねているところではございます。

少なくとも、皆さまには個別で意見聴取をさせていただいて、有識者からも意見聴取をして、事前勉強会も行ったうえで議決を賜るというような流れ、もしくはもう一回必要ということであれば、協議題にもかけさせていただきます。

(中谷委員)

表記についてですが、「教育委員意見」というところを括って、基本的方向に沿った意見聴取と全体での意見聴取とするみたいなふうに、それぞれのステップを明確にさせていただいた方が、今の話だと良いのかなと思いました。

そのうえで、協議題を入れるなら入れていただいて、教育委員会で決まった案を議決するという手続きは表記が必要にも思うので、そういったことも含めてもう少し修正の余地はあるのかなと考えます。

(酒井企画経理課長)

「(2) 今後の評価方法(案)」のところが分かりにくいということでしたので、スケジュールのようなものがあるともう少し分かりやすいのかなと思いますので、また皆さまにご提供させていただければと存じます。

(坪田教育長)

それでは、他にご意見もないようですので、協議題第18号「教育に関する教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価について（令和7年度実施）」につきましては、いただいたご意見をもとに進めさせていただきます。

日程第1、6～20、21、24、26及び27については非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第12条の規定により、会議録は別途作成。

午後0時55分終了